

子ども若者はぐくみ局の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成29年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第4号

子ども若者はぐくみ局の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部の施行期日を定める規則

子ども若者はぐくみ局の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例中第1条の規定の施行期日は、平成29年5月8日とする。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)